

通販の定期購入に関する法律が改正されました！

相談事例 スマートフォンで「初回お試し価格980円」「回数縛りなし」という美白歯磨き粉の広告を見て1回だけのつもりで注文した。申し込みの途中で「特別クーポンでさらにお得」という表示が出たのでタップした。初回分が届いてから2週間後、同じ商品がさらに2個届いた。販売店に電話すると、クーポンを利用した時点で4回縛りのコースに変更になるとのことだった。注文の操作を途中までしてみたなら、クーポンから離れたところに小さな字で4回縛りと書いてあったが納得がいかない。

アドバイス

2022年6月、改正特定商取引法が施行されました。販売サイトの申し込みの「最終確認画面」で分量、価格、支払いの時期・方法、引渡し・提供時期、申し込みの撤回、解除に関すること等を表示するよう販売業者等に義務付けました。またこれらの事項を表示しなかったり、嘘の表示や誤認させる表示を行った場合、誤認して申し込みした消費者は申し込みを取り消すことができるようになりました。

事例のように、実際には4回縛りであるにもかかわらず、単品の購入だと誤認させるような表示の場合は契約の取り消しを主張できます。

ネット通販を利用の際は最終確認画面をしっかりと確認して画面を保存しておきましょう。



ネット通販利用時はトラブルに備えて最終画面の保存をしておくワン！

